

● 都市計画審議会について

鳥取市都市計画審議会は、都市計画法第 77 条の 2 第 1 項の規定に基づき、都市計画に関する事項を調査審議するため置かれた附属機関です。鳥取市が定める都市計画は、鳥取市都市計画審議会の議を経て決定されます。

調査審議内容：都市施設（都市計画道路、ごみ処理場、下水道、公園など）、用途地域、地区計画、都市計画マスタープランなど

● 審議会の構成等

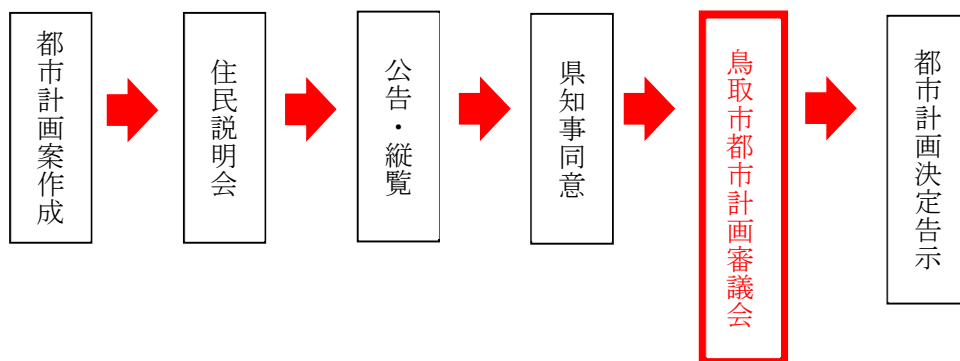
審議会は、現在、学識経験者 11 名、市議会議員 4 名、関係行政機関の職員 4 名の合計 19 名で構成されています。

なお、報償費として、1 回あたり 7,000 円をお支払いいたします。

● 審議会の日程

審議会の年間日程は決まっていますが、年 3 回程度（1 回約 2 時間）開催予定です。開催約 1 か月前に、開催日の案内をさせていただきます。

● 都市計画決定スケジュール



● 令和7年度の開催予定

令和7年7月下旬に開催予定です。
審議会開催の約1ヵ月前に開催案内をいたします。

○審議予定案件

- ・鳥取都市計画公園の変更について（湖山池公園）（予備審議）
- ・鳥取市都市計画道路の変更について（南北線接続道）（予備審議）

※その他開催予定については、現在未定です。

● 近年の都市計画審議会審議案件(抜粋)

平成29年2月21日(火)開催(第110回) 10:00~12:00
鳥取市都市計画マスタープランについて

令和2年11月25日(水)開催(第111回) 10:00~11:00
鳥取都市計画用途地域及び特別用途地区の変更について

令和5年5月10日(水)開催(第114回) 10:00~10:35
鳥取都市計画市場の決定について
(第112回、第113回は本件事前審議)

令和6年11月22日(金)開催(第115回) 10:00~11:25
鳥取都市計画道路の変更について(3・4・21号大工町土居叶線)
鳥取都市計画下水道の変更について
福部都市計画下水道の変更について

※過去の審議会議事録については、鳥取市ホームページにて公開しています。

連絡先 鳥取市都市整備部都市企画課
都市計画係
Tel 0857-30-8323

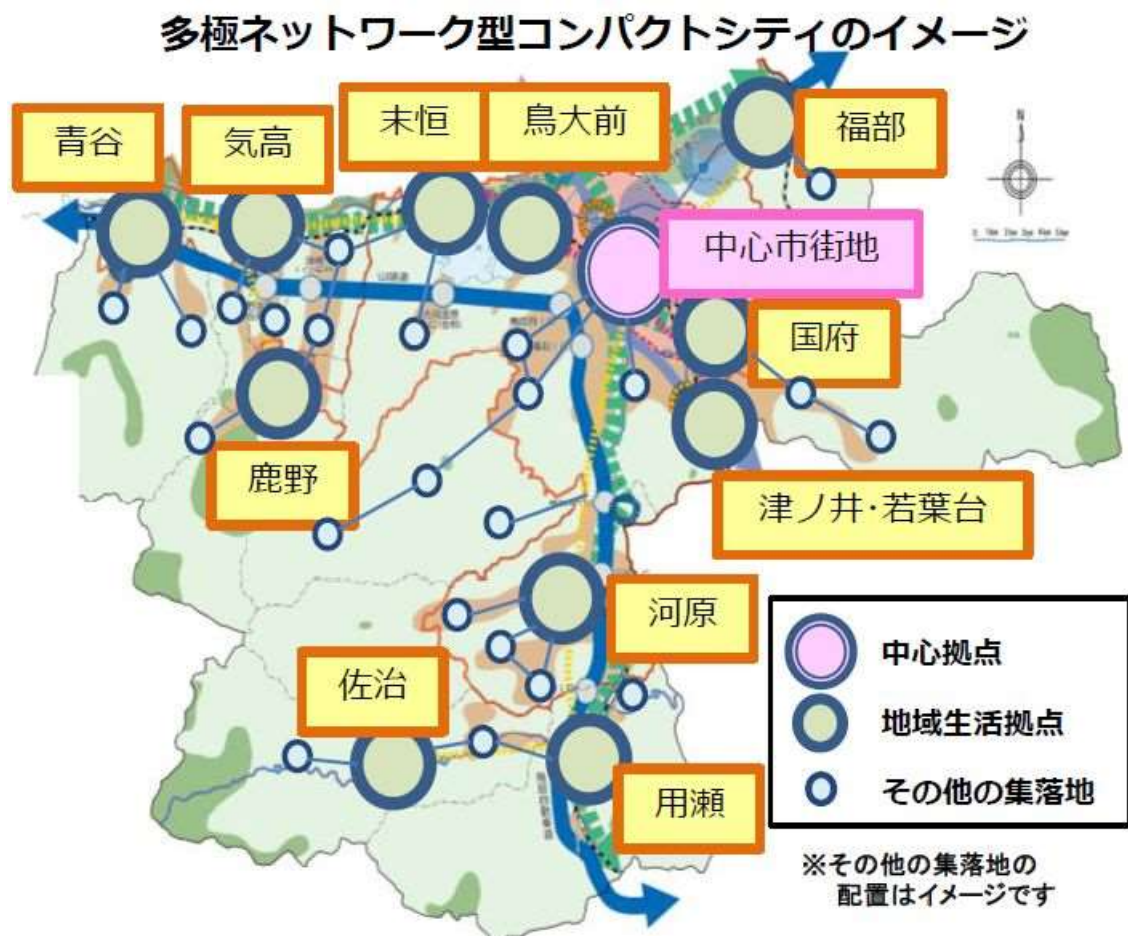
■ 鳥取市都市計画マスタープランとは

鳥取市都市計画マスタープランとは、今後急激な人口減少・高齢化が進展する中でも利便性の高い市民生活の持続的確保や安心して住み続けられる地域づくりを実現するため、都市構造や土地利用、都市施設の配置計画等の理念や方向性を示すものであり、本市のまちづくりの根幹を構成する重要な計画の一つです。

都市計画マスタープランでは、本市の市民サービスの拠点として、中心市街地を「中心拠点」、各総合支所周辺等を「地域生活拠点」と定めたうえで、各拠点や「その他集落地」を利便性の高い公共交通ネットワークでつなぐ「多極ネットワーク型コンパクトシティ」を将来像としております。

鳥取市都市計画マスタープランが策定された平成 18 年以降、急速な人口減少・高齢化の進展、平成 30 年 4 月 1 日の中核市移行、平成 31 年度に鳥取駅周辺に新築する新庁舎整備、平成 28 年 10 月 21 日に発生した鳥取県中部地震など、本市を取り巻く社会情勢は大きく変化しました。

これらの社会情勢への対応や本市が抱える様々な課題の解消を着実に進めていくために、概ね 30 年後の本市の都市像を見据えつつ、平成 29 年 3 月に改訂を行いました。



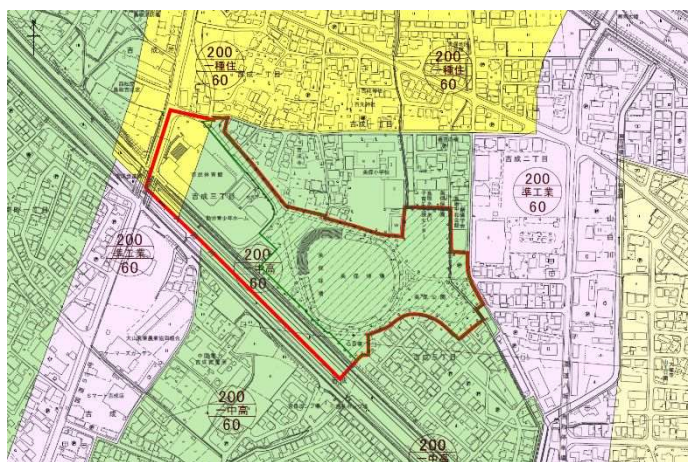
■ 鳥取都市計画用途地域及び特別用途地区の変更の概要

鳥取市民体育館再整備事業により、現在地で体育館を建替える方針としていましたが、変更前の用途地域(第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域)では、建替えが出来ない状況でありました。

そのため、同じく変更前の用途地域では建替えができない、既存不適格建築物であった美保球場を含む、美保公園と市民体育館の敷地を、体育館の建築が可能な準工業地域に変更しました。

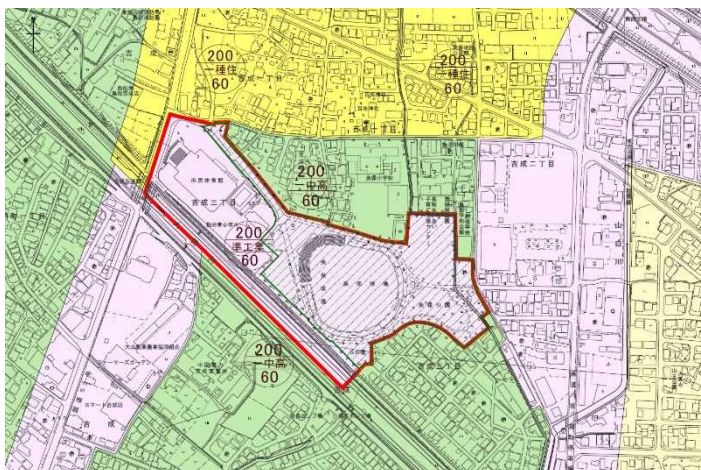
併せて、鳥取市は準工業地域に、特別用途地区を指定しているため、面積増の変更を行いました。

変更前（第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域）



…変更箇所

変更後（準工業地域＋特別用途地区(大規模集客施設制限地区)）



…変更箇所

※特別用途地区(大規模集客施設制限地区)とは

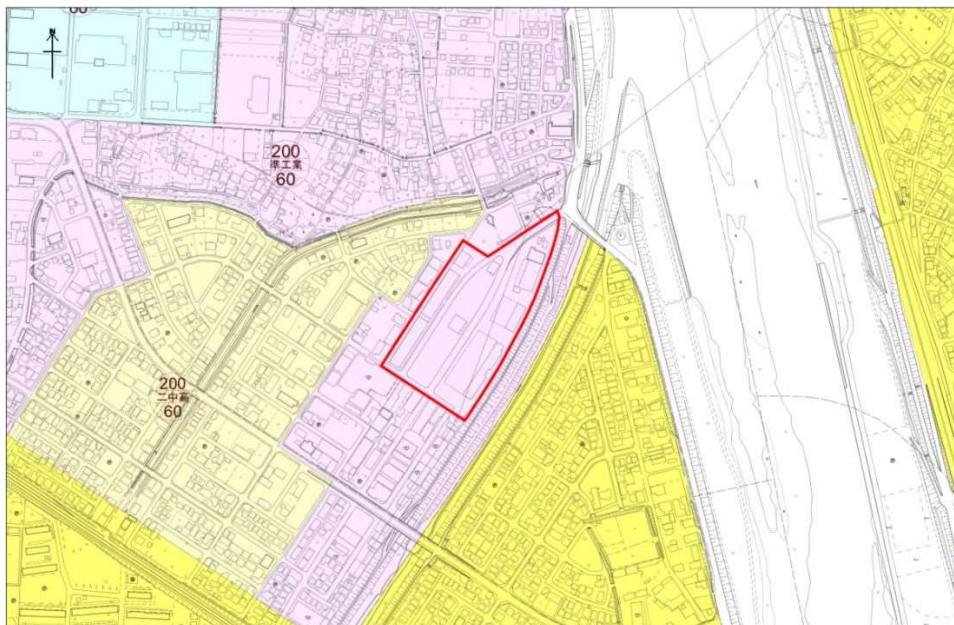
広域的に都市構造やインフラに大きな影響を与える大規模集客施設の郊外への拡散を制限するため、劇場、映画館、演芸場もしくは観覧場、ナイトクラブその他これに類する用途または店舗等）の床面積の合計が1万平方メートルを超えるものの建築を制限する地区。

■ 鳥取市都市計画市場の決定

鳥取市公設地方卸売市場は、鳥取市をはじめとする鳥取県東部圏域の生鮮食品・花き等の流通に係る拠点として中心的役割を担っていますが、建築から約50年経過しており、各市場施設の老朽化が進んでいます。

整備当初は建築基準法第51条ただし書きによる許可により建築され、都市計画決定がされていない施設となっているため、建築基準法において再整備ができない状況でありました。

現在の市場周辺には、既に市場関連事業者の事務所や倉庫が集積し市場機能を中心とした土地利用が行われていることや、これからも将来にわたり、鳥取市並びに鳥取県東部圏域の生鮮食品等の流通拠点としての役割を担っていくため、都市施設として都市計画決定をすることで再整備が可能となりました。



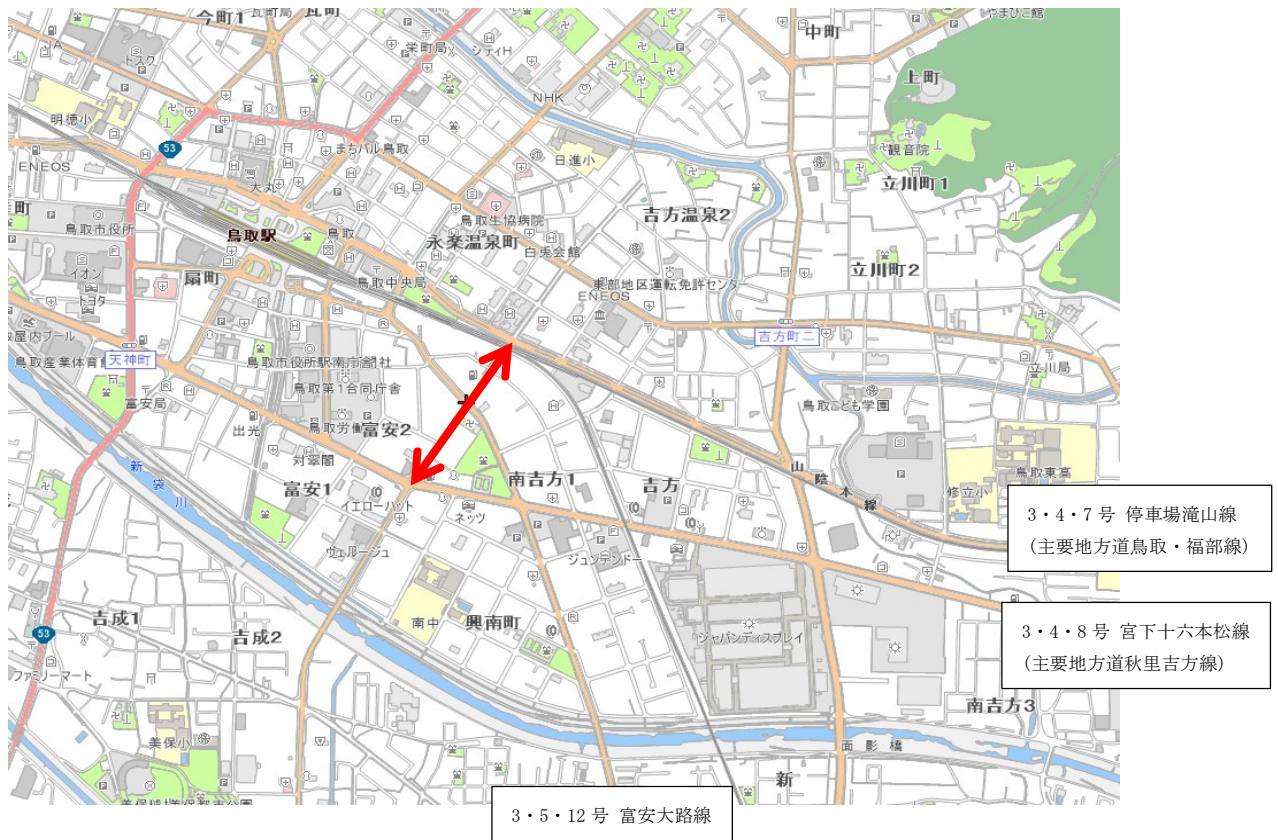
: 鳥取市公設地方卸売市場の区域（約 3,600 m²）

■ 鳥取市都市計画道路の変更（3・4・21号大工町土居叶線）

本路線は、3・4・8号 宮下十六本松線（主要地方道秋里吉方線）以北では3・5・12号 富安大路線、3・4・7号 停車場滝山線（県道）とともに、道路交通の安全確保と渋滞緩和を図っている。

また、歩行者等の安全・沿道の医療機関、商業施設等へのアクセスも考慮し、バリアフリーを念頭に置いた快適な歩道利用空間を確保するものとなっている。

今回の変更は、交通量の変化を踏まえ、設計速度及び道路幅員の変更を行う。



【道路幅員】

●都市計画決定（現計画）

③

20.0						
4.5	11.0				4.5	
	2.5	3.0	3.0	2.5		



●変更計画

③, ④

16.0						
3.5	9.00				3.5	
	1.5	3.0	3.0	1.5		